

公害関係法令事務マニュアル
(揚水設備に関する届出編)

令和4年3月

宮 城 県

目 次

1	定義	3
(1)	地下水採取規制地域（条例第 51 条）	3
(2)	揚水設備（条例第 52 条）	3
2	揚水設備設置者等の義務	3
(1)	設置(条例第 52 条), 使用(条例第 53 条), 構造等の変更(条例第 54 条)の届出	3
(2)	氏名等の変更, 廃止の届出（条例第 57 条）	4
(3)	承継の届出（条例第 58 条）	4
(4)	構造基準等（条例施行規則第 11 条）の遵守	4
(5)	地下水採取量の記録, 報告の義務（条例第 60 条）	4
3	届出書等の種類	5
(1)	届出書等の種類	5
(2)	添付書類	5
4	届出書の提出先・提出方法	6
(1)	届出書の提出先	6
(2)	提出方法	6
(3)	届出様式	6
5	届出書作成上の留意事項	6
6	届出書記入例	7
(1)	揚水設備設置届出書（様式第 7 号）	7
(2)	氏名等変更届出書（様式第 12 号）	10
(3)	揚水設備使用廃止届出書（様式第 14 号）	11
(4)	承継届出書（様式第 15 号）	12
(5)	委任状（任意様式 参考例）	13
7	資料	14
(1)	宮城県公害防止条例に規定される「地下水採取規制地域」	14
(2)	工業用水法に規定される「指定地域」	15

はじめに

この手引きは、仙台市以外の宮城県内における宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号。以下「条例」といいます。）に定める地下水採取規制地域内で揚水設備を設置し地下水を採取しようとする事業者、既設の揚水設備により新たに地下水を採取しようとする事業者、又は構造等の変更をしようとしている事業者の方を対象としています。

1 定義

(1) 地下水採取規制地域（条例第 51 条）

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものとして知事が指定した地域をいいます。

※ 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）に規定する指定地域内で地下水を採取し、これを工業の用に供する場合は、工業用水法の適用を受けます。（工業用水法上の指定地域は、条例の地下水採取規制地域とは必ずしも合致しません。）

※ 工業用水法では、規定される指定地域内での基準に適合しない工業用井戸の新設を原則として禁止しております。詳しくは、宮城県環境対策課水環境班（電話 022-211-2666）までお問い合わせください。

※ 「地下水採取規制地域」については 14 ページ 資料(1)を、工業用水法に基づく「指定地域」については、15 ページ 資料(2)をご確認ください。

(2) 揚水設備（条例第 52 条）

揚水設備とは、動力を用いて地下水を採取するための設備であって、下記に該当するものが届出の対象となります。ただし、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）による温泉、又は河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川の区域内のものを除きます。

① 吐出口の断面積が 6 cm^2 （内径約 2.76 cm ）を超えるもの。

② 吐出口が 2 以上ある時は、その断面積の合計が 6 cm^2 を超えるもの。

③ 建設工事等において、一時的に地下水を排除するために必要である場合。（吐出口の断面積 6 cm^2 を超えるもの。）

※ 吐出口の断面積とは、地下水をくみ上げる揚水ポンプの吐き出し口の部分の断面積を言います。

2 揚水設備設置者等の義務

(1) 設置(条例第 52 条)、使用(条例第 53 条)、構造等の変更(条例第 54 条)の届出

揚水設備を設置又は既存の揚水設備を用いて新たに地下水を採取しようとする場合、構造等を変更する場合又は条例の改正等でその場所が新たに地下水採取規制地域に指定された場合には所定の事項を届出しなければなりません。

※ 受理書（条例施行規則第 13 条）

設置、使用、構造等の変更の届出書が提出された後、速やかに書類の形式審査を行います。その結果、不備がなければ受理し、受理書を交付します。

※ 実施の制限（条例第 56 条）

届出が受理された日（受理書の交付日）から 60 日間は工事に着手等することが

できません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、実施制限の解除を通知します。そのときは実施制限の期間内であっても着手等することができます。また、審査した結果、内容が構造等基準に適合しないと認められるときは、受理日から 60 日以内に計画変更命令又は計画廃止命令が発せられることがあります。（条例第 55 条）

(2) 氏名等の変更、廃止の届出（条例第 57 条）

上記の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者氏名並びに揚水設備の設置の場所に変更があった場合や届出した揚水設備の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

(3) 承継の届出（条例第 58 条）

つぎの場合は所定の事項を届け出る必要があります。

- ① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受けたり、借り受けた場合。ただし、届出の義務は、その揚水設備を譲り受けたり、借り受けた個人または法人が負います。
- ② 設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあっては合併・分割があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

(4) 構造基準等（条例施行規則第 11 条）の遵守

揚水設備を新たに設置又は構造等変更を行う場合には、構造等基準を遵守する必要があります。

構造等基準

吐出口の断面積が 21 c m^2 以下で、かつ、ストレーナーの位置が地表面下 300 m 以深とする。

ただし、地下水採取規制地域における地下水の水源の保全に著しい影響を及ぼすおそれがない場合において、他の水源をもって代えることが著しく困難であると認められるとき、又は建設工事等において地下水の排除のために必要であると認められるときは、この限りでない。

※ ストレーナーとは、井戸の外壁（管）に設置して中に地下水を取り込むための穴、切り込みを言います。

(5) 地下水採取量の記録、報告の義務（条例第 60 条）

つぎの場合には、水量測定器を設置し、毎日 1 回以上の地下水採取量の測定とその測定結果記録の保存（3 年間）及び地下水採取量等報告書による知事への報告（毎年 5 月末日まで）が義務づけられています。

- ① 条例第 52 条の揚水設備設置の届出をした者
- ② 条例第 53 条の揚水設備使用の届出をした者のうち、吐出口断面積が 19 c m^2 以上の揚水設備を設置している場合

3 届出書等の種類

(1) 届出書等の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	届出様式
揚水設備設置届 (条例第 52 条)	揚水設備を設置して地下水を採取する場合及び既存の設備を用いて新たに地下水を採取する場合	工事着工予定日の 60 日前まで	様式第 7 号 別紙 1 別紙 2 (建設工事)
揚水設備変更届 (条例第 54 条)	揚水設備の構造や使用の方法等を変更しようとする場合	工事着工予定日の 60 日前まで	様式第 7 号 別紙 1 別紙 2 (建設工事)
氏名等変更届 (条例第 57 条)	氏名(名称・住所)及び揚水設備の設置の場所を変更した場合	変更の日から 30 日以内	様式第 12 号
揚水設備使用廃止届 (条例第 57 条)	揚水設備の使用を廃止した場合 ※建設工事の場合には、工事終了時に提出してください。	廃止の日から 30 日以内	様式第 14 号
承継届 (条例第 58 条)	ア 届出された揚水設備を譲り受け、又は借り受けた場合 イ 届出をした者について相続、合併又は分割があった場合	承継があった日から 30 日以内	様式第 15 号
地下水採取量等報告書 (条例第 60 条)	地下水採取量の報告を行う場合	毎年 5 月末日 ※建設工事の場合を除く。	様式第 9 号

(2) 添付書類

- ① 揚水設備の配置図
 - ② 揚水設備の設置場所の付近の見取り図(縮尺 5 千分の 1 程度の図面を用い、設置場所の周辺の状況を示したものを添付してください。)
 - ③ 揚水設備の位置、機種能力等を示す構造図及び柱状図
 - ④ 地下水の揚水及び排水の系統を説明する書類
 - ⑤ その他知事が特に必要と認める書類
- ※ 建設工事に伴う揚水設備を設置する場合には、下記の書類も添付してください。
- ⑥ 工程表(揚水作業実施期間を記載してください。)
 - ⑦ 計画平面図(地盤高・地下水位測定場所を記載してください。)
 - ⑧ 計画断面図
 - ⑨ 土質試験関係資料(地盤調査・圧密試験結果等)
 - ⑩ 揚水量試算結果

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出書の提出先

お問い合わせ、届出書の提出先は下記のとおりです。

設置場所	提出先	郵便番号	住所	電話番号	管轄保健所
塩竈市内	塩竈市 市民生活部 環境課	985-0006	塩竈市字杉の 入裏 39-47	022-365-3377	985-0003 塩竈市北浜四 丁目 8-15
多賀城市内	多賀城市 市民経済部 生活環境課	985-8531	多賀城市中央 2丁目1-1	022-368-1141	塩釜保健所 環境廃棄物班
利府町内	利府町 生活環境課	981-0112	利府町利府字 新並松 4番地	022-767-2111	電話番号 022-363-5501
(参考) 仙台市内	仙台市 環境局環境部 環境対策課	980-8671	仙台市青葉区 二日町 6-12 二日町第二仮 庁舎 (MSビル 二日町) 5階	022-214-8223	

(2) 提出方法

届出書は添付書類も含めて、正副2部を所管の各市町担当課に提出してください。

(3) 届出様式

所定の様式に記載してください。用紙は、各保健所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。

また、宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kougaibousijourei-todokede.html>)

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出者は、法人にあつては法人の代表者であること。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。また、委任した工場長等が交代した場合には、氏名等変更届の提出時に新たな委任状が必要です。
- (2) 構造等変更届の場合には、変更の前後の内容が明らかとなるように記載してください。
- (3) 添付する図面には主要寸法を記入し、A4又はA3の大きさに縮小したもの、あるいは既存図面を用いてください。

6 届出書記入例

(1) 揚水設備設置届出書 (様式第7号)

揚水設備設置(増設・使用・変更)届出書

年 月 日

不要な文字は、抹消してください。

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

届出者 住所 〒○○○-○○○○
 ○○市○○町○○1丁目2番3号
 氏名 △△株式会社
 代表取締役 △△ △△
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

日本標準産業分類に基づく事業の種類、又は建設工事の場合には、工事の名称を記入してください。

公害防止条例第52条第1項(第53条第1項・第54条第1項・第54条第2項)の規定により、揚水設備について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の事業の種類	○○業 または ○○○-1丁目○○○○○工事		
揚水設備名称及び番号	① 1号井戸	② 2号井戸	
既設・新設・使用・変更の別	新 設	新 設	
地下水の用途	水 道 用	建 築 物 用	
揚水設備設置の場所	○○市○○町○ ○1丁目2番3号	○○市○○町○ ○1丁目2番3号	
※揚水設備の構造	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
※揚水設備の使用の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
※※受理年月日			

設置する揚水設備の名称、及び複数設置する場合には番号等を記入してください。

- 備考
- 1 事業の種類は、日本産業分類によること。
 - 2 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
 - 4 ※※の欄には、記載しないこと。

「建築物用」、「農業用」、「水道用」等具体的に記入してください。
 建設工事の場合には「排水のため」「地下水排除のため」等としてください。

建設(道路)工事の場合には「○○市○○町○○1丁目地内」等と記入してください。

揚水設備の構造及び使用の方法

揚水設備の名称及び揚水設備番号		① 1号井戸	② 2号井戸	
既設・新設・使用・変更の別		新設	新設	
地下水の用途		水道用	建築物用	
井戸ストレーナーの位置 (地表面下)		〇〇 m	〇〇 m	m
揚水機吐出口の断面積		〇〇 c m ²	〇〇 c m ²	c m ²
揚水機の能力 (時間当たりの最大)		〇〇 m ³	〇〇 m ³	m ³
地下水採取量 (日)	(通常) m ³ /時×稼働時間	〇〇 m ³	〇〇 m ³	m ³
	(最大) m ³ /時×稼働時間	〇〇 m ³	〇〇 m ³	m ³
使用開始予定年月日		〇年〇〇月〇〇日	〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
添付書類	1 揚水設備の設置場所の付近の見取図 2 揚水設備の位置、機種能力等を示す構造図及び柱状図 3 地下水の揚水及び排水の系統を説明する書類			マニュアル p 5 (添付書類) を参照してください。

- 備考 1 揚水設備の番号は、揚水設備ごとに、一連番号となるように付すること。
 2 本書 2 通を市町村長に提出すること。

揚水設備の構造及び使用の方法（建設工事）

建設作業の名称	〇-〇 〇〇〇-丁目〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
建設作業の目的	〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇〇〇〇〇工事のため		
建設作業の場所	〇〇市〇〇町〇〇1丁目地内		
排水を必要とする作業の種類	〇〇〇工, 〇〇〇〇〇布設		
揚水設備の名称 型式及び仕様	水中ポンプ 〇〇-〇〇〇 〇〇〇V		
建設作業実施期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
作業の開始及び 終了の時間	作業開始	作業終了	実働時間
	〇:〇〇	~ 〇:〇〇	〇時間
地盤沈下の防止の計画			
1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇, 地下水位を下げる。			
2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇, 湧水の低減を行う。			
3 工事期間中は定期的に地下水位及び地盤高を測定し地盤沈下の防止に努めるとともに異常が発見された場合は直ちに工事を中止し, 監督職員及び〇〇市〇〇課に連絡する。			
添付書類	1 揚水設備の設置場所の付近の見取図 2 揚水設備の位置, 機種能力等を示す構造図及び柱状図 3 地下水の揚水及び排水の系統を説明する書類 4 工程表 5 計画平面図 6 計画断面図 7 土質試験関係資料 8 揚水量試算結果		
	マニュアル p 5 (添付書類) を参照してください。		
建設作業発注者の 住所・氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇市〇〇部〇〇〇事業所 (担当 〇〇 〇〇) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
届出者の現場責任者の 氏名及び連絡先	〇〇〇〇建設株式会社 現場責任者 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
建設作業の施工者の 住所・氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
上記の現場責任者の 氏名及び連絡先	現場責任者 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

(2) 氏名等変更届出書 (様式第 12 号)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

届出者 住 所 〒○○○-○○○○
仙台市青葉区本町3丁目8-1
氏 名 宮城製造株式会社
代表取締役 宮城花子
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

不要な文字は、抹消して
ください。

氏名(名称・住所・所在地)に変更があったので、~~公害防止条例第22条(第31条・第40条・第48条・第57条)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 宮城太郎
	変更後	代表取締役 宮城花子
変更の理由	代表者交替のため	
変更年月日	○○年○○月○○日	
特定施設の種類の等	揚水設備	

- 備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(4) 承継届出書 (様式第 15 号)

承 継 届 出 書

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

届出者 住 所 〒○○○-○○○○
仙台市青葉区本町3丁目8-1
氏 名 宮城製造株式会社
代表取締役 宮城太郎
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

不要な文字は、抹消して
ください。

~~特定施設(揚水設備)~~に係る届出者の地位を承継したので、~~公害防止条例第23条第3項(第32条第3項・第41条第3項・第49条第3項・第58条第3項)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

工場若しくは事業場又は特定事業場の名称 (揚水設備の名称)	揚水設備 2基 1号井戸, 2号井戸
工場若しくは事業場又は特定事業場の所在地 (揚水設備の設置場所)	○○市○○町○丁目○○番○○号 △△株式会社□□事業所
特定施設の種類の等	揚水設備
承継の年月日	○○年○○月○○日
被承継者 氏名又は名称, 住所又は主たる事務所の所在地	□□株式会社 ○○市○○町○丁目○○番○○号
承継の理由	法人合併のため

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(5) 委任状（任意様式 参考例）

委 任 状

私は、当社 ○○（事業所名等） 工場長 △△ □□（氏名）を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

○○（事業所名等）における「○○○法」に関する届出の権限

年 月 日

住 所 仙台市青葉区本町3丁目8-1
氏 名 宮城製造株式会社
代表取締役 宮城太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

7 資料

(1) 宮城県公害防止条例に規定される「地下水採取規制地域」



(2) 工業用水法に規定される「指定地域」

